

著作物複製利用許諾契約書

公益社団法人日本複製権センター（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、著作物の複写又は電磁的複製利用に関し、次のとおり取り決める。

（複写又は電磁的複製利用許諾）

第 1 条 甲は、乙に対し、甲が管理する著作物及び権利について、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程」（以下「使用料規程」という。）の条件に従い、本契約期間中、甲の管理著作物について複写（使用料規程第 2 節）又は複写及び電磁的複製（使用料規程第 5 節）をすることを許諾する。ただし、乙はその許諾範囲が複写（使用料規程第 2 節）の許諾または複写及び電磁的複製（使用料規程第 5 節）の許諾のいずれ（以下「契約種別」という。）であるかを選択し、第 3 条に定める年間使用料報告書でその選択を通知する。

2 契約期間中のいずれかの年度中に使用料規程が改定され発効する場合であっても、当該年度中は、当該年度の開始時点において有効な使用料規程を本契約に適用し、改定後の使用料規程は当該年度の翌年度から本契約に適用する。

（許諾の対象及び利用条件）

第 2 条 本契約による許諾の対象となる場所は、乙の日本国内における全事業所（但し、グループ契約の場合は別紙に記載された乙のグループ契約対象企業の日本国内における全事業所）に限る。グループ契約対象企業の変更は、当年度の 2 月末までに別紙を更新して甲に報告しない限り、翌年度の年間使用料は、グループ契約対象企業に変更がないものとして算定する。

2 甲の管理著作物の利用条件については、使用料規程の定め及び甲の管理著作物検索詳細画面記載の条件に従うものとする。

（使用料の算定）

第 3 条 本契約に基づく使用料は、契約種別に従って、年間使用料として使用料規程で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式（年間使用料報告書）で甲に報告の上、甲乙で確認する。なお、乙は甲が設定した使用料報告期限までに年間使用料報告書を提出するものとする。右期限までに乙より報告書の提出がなされない場合には、甲は乙の直近の年間使用料報告書に記載する全従業員数または全コピー機台数に最新の使用料規程の単価を乗じた額を当年度の使用額とみなすことができるものとする。

（使用料の請求及び支払）

第 4 条 甲は、前条により算定確認した使用料と消費税を併せて、当該年度内に乙に請求する。

2 乙は、前項の請求額を、別段の合意がある場合を除き、請求日から、2 か月後の月末又は 3 月 31 日のうちいずれか早く到来する期日までに、甲の指定する金融機関の口座に振込の方法により支払うものとする。

（複製実態調査の実施）

第 5 条 乙は甲の要請に応じて、甲の実施する使用料分配のための複製実態調査に協力するものとする。

（契約の有効期間及び解約）

第 6 条 締結日にかかわらず本契約の有効期間は、20 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までとする。但し、契約期限の 1 か月前までに甲又は乙より書面による意思表示がないときは、自動的に

1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 更新年度に改定後の使用料規程が適用される場合において、甲から乙への当該改定の通知が 3 月中になされたときは、前項の定めにかかわらず、乙は、当該通知から 1 か月以内に甲に通知して直ちに本契約を解約することができる。かかる解約の場合には、乙は、4 月 1 日から解約通知時までの期間については改定前の使用料規程に従って日割りにて使用料を、甲の請求書に基づいて、支払うものとする。

3 本契約の締結により、本契約締結前に存続していた著作物の複製利用に係る許諾契約書（以下「旧契約」という。）は効力を失うものとする。ただし、旧契約に基づいて支払済みの使用料がある場合は、本契約に基づく使用料に充当され、差額が出た場合には追加請求又は返金するものとする。

（守秘義務）

第 7 条 甲及び乙は、裁判手続等で必要とされる場合を除き、本契約により知り得た情報を第三者に開示しない。

（異議の処理）

第 8 条 本契約の内容に関し、いずれかの著作権者から異議の申し立てがあったときは、甲乙協議して誠意をもって解決に努力する。

（契約の解除）

第 9 条 甲又は乙が本契約に違反したときは、相手方は相当の期間を定めて催告したうえで本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反して本契約の継続が困難となった場合又は相手方が甲の定める「反社会的勢力排除ポリシー」記載の「暴力団排除条項」に該当する場合には、本契約を解除することができる。

（契約に関する協議）

第 1 0 条 本契約の条項について疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事態が生じた場合には、甲及び乙は、誠意を持って協議のうえ解決するものとする。

（管轄裁判所）

第 1 1 条 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上の取り決めの証として、本書 2 通を作成し、甲乙各々押印してそれぞれ 1 通を所持し、又は本書の電磁的記録を作成し電子署名を施して各自その電磁的記録を保管する。

20 年 月 日

甲 東京都港区愛宕一丁目 3 番 4 号
愛宕東洋ビル 7 F
公益社団法人日本複製権センター
代表理事 今村 哲也

乙